

令和 8 年度 児童相談所支援事務職員（会計年度任用職員）採用選考実施要項

1 職名及び募集人数

児童相談所支援事務職員 1 名程度

2 勤務予定場所（いずれかになります）

江東児童相談所（江東区枝川三丁目 6 番 9 号）

3 職務内容

- （1）相談受理会議及び援助方針会議の運営並びに結果の処理に関わる業務
- （2）児童養護施設等への措置に関わる業務
- （3）一時保護所入退所に関わる業務
- （4）関係機関との連絡調整業務
- （5）児童記録票及び関係書類の整理保管
- （6）児童相談所業務統計
- （7）その他上記（1）から（6）までに付随する業務

※ 相談・助言・指導・心理判定等の業務は、児童福祉司や児童心理司が行います。

4 選考申込資格 ※（1）から（4）までの全てに該当する者

- （1）児童養護及び児童の健全育成に対する見識があり、児童福祉の促進に熱意のある者
- （2）電話等による問合せ等に対し、適切に対応できること
- （3）事務処理（Excel、Word 等のパソコン操作を含む）について、一定程度の能力を有する者
- （4）災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できる者

5 任用期間

任用開始日から令和 9 年 3 月 31 日まで（予定）

※ 任用後原則 1 月は条件付採用期間です。条件付採用期間中の勤務実績が良好であった場合、正式採用となります。

※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、通算して連続 4 回まで公募によらずに再度任用される可能性があります。

なお、期間を定めた任用であり、令和 9 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。

6 勤務日数・勤務時間

（1）勤務日数

月 16 日

所定の会議がある日（水曜日）は原則出勤日となります。

（2）勤務時間

1 日 7 時間 45 分

午前 9 時から午後 5 時 45 分まで又は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

※ 勤務場所により勤務時間が異なる場合があります。

※ 業務の必要上やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務を命じることがあります。

7 報酬額

月額 208,100 円（改定される場合があります）

通勤手当相当額を別途支給（上限 150,000 円／月）

※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給

8 休暇等

(1) 有給

年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇

(2) 無給

病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業

※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与

※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。

9 社会保険

共済組合、厚生年金保険、雇用保険を適用

※ 一定の要件を満たす場合

10 応募方法

(1) 提出書類

次の応募書類を電子メールで送付してください。

なお、応募書類は返却しませんのであらかじめ御了承ください。

ア 会計年度任用職員申込書（別紙1）

※ 正面顔写真を貼付してください。申込書への貼付が難しい場合、写真データをメールに直接添付しても構いません。

イ 作文

課題 （別紙2）

(2) 応募期間

随時募集 ※順次選考を行い、合格者が任用予定人数を満たした場合は、応募を締め切ります。

(3) 申込先

送付先メールアドレス：S1143503@section.metro.tokyo.jp

送付時の件名：会計年度任用職員採用選考応募（児童相談所支援事務職員）

※ 郵送又は持参による応募は受け付けていません。

※ 申込みを確認しましたら、返信メールをお送りします。数日お待ちいただいても返信メールが届かない場合は、下記問合せ先までご連絡ください。

11 選考方法

(1) 第一次選考（書類選考）

(2) 第二次選考（面接）

集合日時等詳細については、第一次選考合格者に対し別途連絡します。

選考会場

東京都江東児童相談所（江東区枝川三丁目6番9号）

※電話連絡をさせていただく場合もございます。また、選考経過及び結果に関するお問い合わせには、一切対応できませんのでご了承ください。

12 特記事項

本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます）

す。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、任用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、選考過程において、書面や面接等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

13 問合せ先

東京都江東児童相談所 連携推進課管理担当

電話 03-3640-5432（直通）